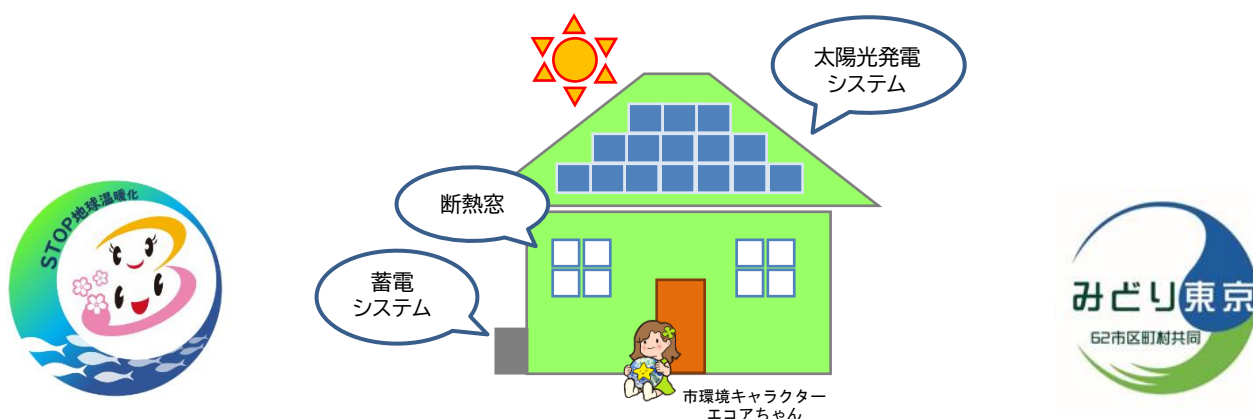


令和7年度

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー 機器等導入補助金のご案内

多摩市では、創エネルギー・省エネルギー機器等を市内の自ら居住する住宅に新たに設置する方に対して、本体購入費用及び設置費用の一部を補助することにより、脱炭素社会の実現及び地球温暖化防止に向けた取組みを支援しています



【補助対象機器等】

- 住宅用太陽光発電システム
- 蓄電システム

※ただし、住宅用太陽光発電システムが設置済みの場合、もしくは同時導入の場合に限ります

- 断熱窓

【申請受付期間】

令和7年 4月1日(火曜日) ～ 3月31日(火曜日)

※先着順のため、予算に達し次第、受付を終了します

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時

出張所では申請を受付けておりません。郵送、もしくは環境政策課の窓口までお越しください

1 対象となる方(申請者の要件)

- ① 申請日において多摩市内に住所し、居住する方(住民基本台帳に記載されている方)
- ② 新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住する住宅(申請日において住所を有する住宅であって、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについて当該住宅の他の共有者又は所有者の同意を得ている方に限る)に設置し、使用を開始した方。
- ③ 蓄電システムを設置する場合を除き、平成31年度から令和6年度までにおいて市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと
- ⑤ 断熱窓を設置する場合の工事について管理組合の承認が必要なときは、承認を得ていること。
- ⑥ アンケートの提出ができること。

※当該年度の申請は、既に太陽光発電システムを設置しており、新たに蓄電システムを設置する場合を除き1世帯1回限りとなります。

2 対象設置期間

申請日において、設置日もしくは令和6年度に補助対象機器等を設置した方に限り系統連系日(売電開始日)から6ヵ月以内

(6ヵ月を経過した機器等は補助対象外となります)

※申請日において設置日から6ヵ月以内のものであれば、令和6年度設置分も対象となります。

※令和6年度に補助対象機器等を設置した方に限り、住宅用太陽光発電システム(蓄電システム同時設置も含む)を同時設置にされた方は系統連系日を設置日とみなすことができます

3 申請受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(郵送の場合は3月31日**必着**)

受付時間 平日の午前9時～12時、午後1時から午後5時まで

先着順となります。申請受付期間内であっても受付を終了していることがあります。

※多摩市役所東庁舎1階の環境政策課窓口もしくは郵送でご提出ください

※提出書類に不足・不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってご申請ください。

4 補助上限金額及び補助対象となる機器等

【補助上限額】 ※市内事業者についてはP.8【8 市内事業者利用について】を参照

機器等名	補助率	市内事業者利用 補助上限額	市外事業者利用 補助上限額
太陽光発電システム (新築住宅※)	—	1.5万円/kw 上限5kw(7.5万円)	1万円/kw 上限5kw(5万円)
太陽光発電システム (既存住宅)	—	3万円/kw 上限5kW(15万円)	2万円/kw 上限5kW(10万円)
蓄電システム	1/4	6万円	4万円
断熱窓	1/4	6万円	4万円

※本事業で対象とする新築住宅とは、令和7年4月1日以後の日に建築する住宅において建築と同時に設置する場合を指します。

※太陽光発電システムについて、補助対象経費の額を超えない範囲での補助となります。

計算に使用するkW(公称最大出力)は太陽電池のものとします。

小数点以下2桁未満切り捨てで計算してください。

※交付申請金額は 1,000 円未満切り捨て

【全ての補助対象機器等共通注意事項】

- **複数の機器等を組み合わせての申請はできません。**当該年度の申請は、既に太陽光発電システムを設置しており、新たに蓄電システムを設置する場合を除き、申請は1世帯1回のみです。
ただし、住宅用太陽光発電システムと蓄電システムの同時申請は可能です。
- 蓄電システムの申請を除き、平成31年度から令和6年度までにおいて、**申請者及び同世帯の方が市から同様の補助金の交付を受けている場合は対象外となります。**
- 補助金の交付額は、P.2の【補助上限額】表に定める上限額が限度です。国、東京都等から補助金の交付を受ける場合は、申請書に記載をすると共に、補助対象経費の額から当該補助金の額を差し引いた額で交付額の計算をしてください。
- 補助対象経費は、機器等購入費用及び機器等設置費用の両方を対象としておりますが、どちらかのみ申請も可能です。ただし、設置が完了していることが条件となります。
- 機器等設置費用には、工事費一式、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない経費は含まれません。また、値引きを受けている場合は、値引き後の金額から補助対象経費を計算してください。
- 消費税は補助対象経費には含まれません。

◆住宅用太陽光発電システム

下記①～④のいずれの条件も満たすもの

- ① 一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE－PV－FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの
- ② 太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上のもの
- ③ システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されていること
- ④ 電気事業者と接続契約を締結しているものであること。

【注意事項】

- 電力会社への申請費用は**対象外経費**となります。補助対象経費から差し引いてください。
- **本事業では、ポータブル式の太陽光発電システムやソーラーカーポートは補助対象外**となります。ただし、ソーラーカーポートについては、別途補助制度がございます。「多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内」を参照ください。また、リース品についても補助対象外となります。

モジュール認証登録リスト…<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>(一般財団法人電気安全環境研究所)

※太陽光パネルには有害物質(鉛、セレン等)を使用しているものがあります。撤去する場合は、住宅メーカーや施工店、太陽光パネルメーカーなど専門業者にご確認の上、**適正な処分**をお願いします。

◆蓄電システム

国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業において補助の対象となる機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されるもの又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの、かつ住宅用太陽光発電システムと連系されているもの

【注意事項】

- 蓄電システムは住宅用太陽光発電システムが設置してあり、住宅用太陽光発電システムと蓄電システムが連系し、原則として住宅用太陽光発電システムからの電気を蓄えて使用する場合に限り、申請することができます。ポータブル式のものは補助対象外となります。
- 蓄電システムの設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、使用していることがわかる書類の写し(購入実績お知らせサービスの写しなど)を提出していただく必要があります。

環境省による ZEH 補助金対象機器…<https://sii.or.jp/zeh/battery/search> (一社)環境共創イニシアチブ

◆断熱窓 (既存住宅のみ補助対象)

国が実施する既存住宅における断熱リフォーム支援事業において当該事業の補助対象となる製品として、公益財団法人北海道環境財団に登録されている窓及びガラス等の部材、又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるものを1居室単位で以下のいずれかの方法で設置し、熱貫流率が $2.3\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下に改善されるもの(家屋の新築及び増築に伴い設置する場合を除く)

1. 内窓として設置
2. 既存の窓枠ごと(サッシ及びガラス)の交換
3. 既存の窓のガラスのみの交換(カバー工法・建具交換含)

【注意事項】

- **居室のみが補助対象**となります。また、居室内に窓が複数箇所ある場合は、その全ての窓を断熱改修していただく必要があります。

居室の主な例:キッチン、リビング、ダイニング、書斎、寝室

玄関、トイレ、階段、洗面所、浴室、廊下、納戸などは補助対象外です

- 既存の窓の断熱改修が対象であり、新築・増築の窓は対象となりません。リフォーム等で窓の位置が変更になる場合については、別途ご相談ください。
- 断熱窓設置に係る工事について管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を得ていることが必要になります。
- 管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は補助の対象とはなりません。
- 窓と一体となった換気小窓(窓を閉めた状態で換気を行うことができる、窓に組み込まれた小窓であり、ガラスの面積が 0.2 m^2 未満のもの)については断熱改修の対象から除外することができます。ただし、換気小窓と一体となった窓をあわせて断熱改修する場合、補助対象となります。
- 天窓、ルーバー窓、間仕切壁の窓、および断熱化済みの窓で熱貫流率が $2.3\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下のものは断熱改修の対象から除外することができます。これらの窓についてはあわせて断熱改修した場合も補助対象とはなりません。対象となる居室内に断熱化済みの窓がある場合は、熱貫流率が $2.3\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下に改善していることがわかる書類の写し(カタログや施工証明書等)をご提出ください。
- 対象となる1居室に 0.2 m^2 未満の窓がある場合、断熱改修しない場合であっても、設置図においてサイ

ズ(縦、横の長さ)を記載してください。また、断熱改修済みの窓がある場合、設置図に記載してください。

- 交付申請時に設置前と設置後の状態を示す写真を提出していただく必要があります。
- 施工する窓に通し番号を振る等、領収書及びその内訳書とカタログ・写真・設置図の窓がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。
- 熱貫流率が $2.3\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であることがわかるカタログ等をご提出ください。
- 補助対象経費は購入費用および、その設置費用です。同時に雨戸や網戸の設置工事をしている場合は、対象経費から差し引いてください。

	項目
補助対象経費	材料費、取付費、養生費、撤去費、清掃費、搬入費等
補助対象外経費	網戸、雨戸等の窓付属部材、処分費、諸経費、設計費、交通費、振込手数料等、断熱窓改修に直接関係しない工事に係る経費

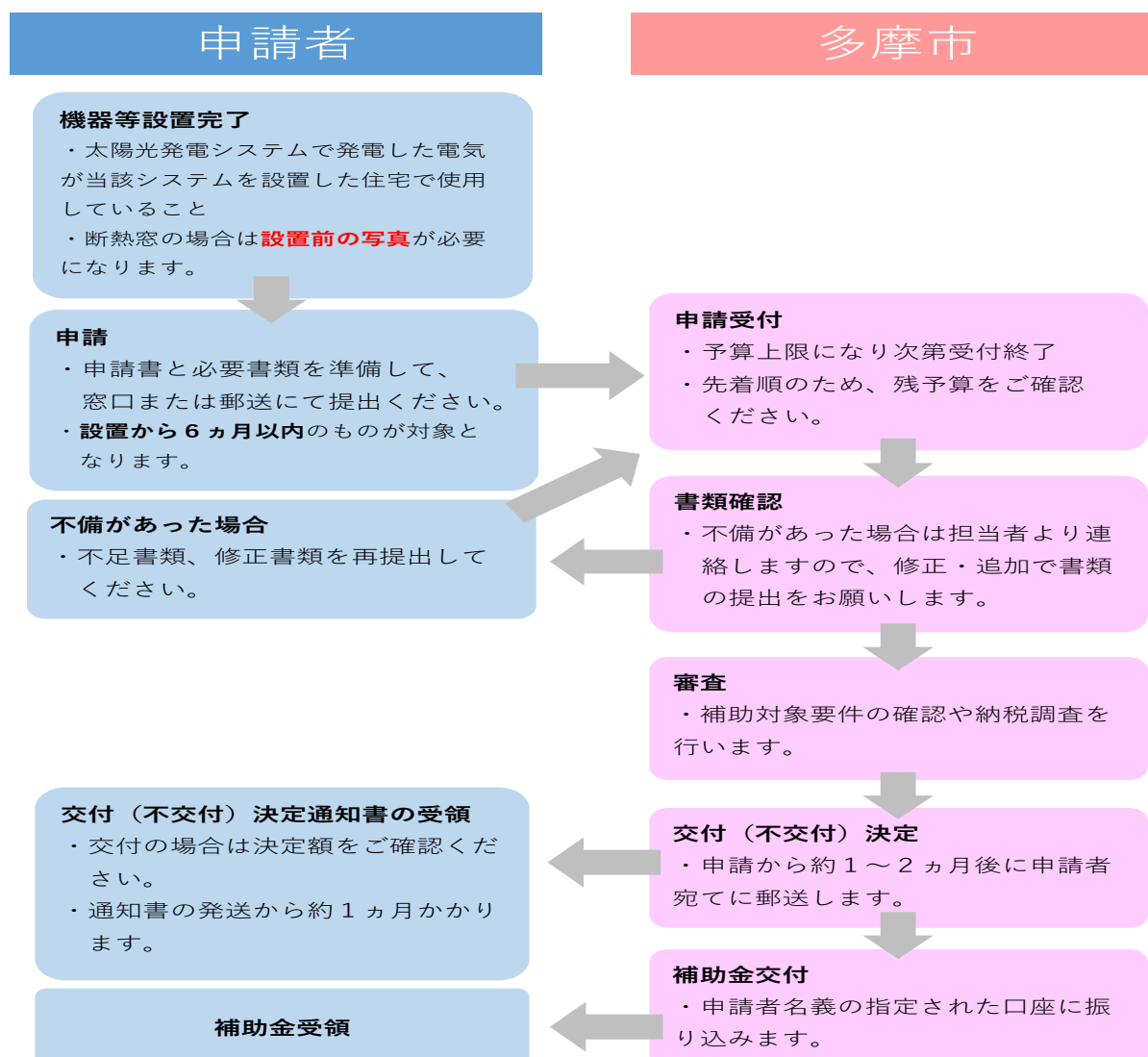
補助対象機器検索…<https://ekes.jp/> (公益社団法人北海道環境財団)

【5 予算額について】

総額 3,000 万円

予算に達し次第、受付を終了します。

【6 補助金交付までの流れ】



【7 申請に係る提出書類】

提出書類は、全て揃えてから申請してください。提出書類に不足・不備がある場合は受付できません。
別紙チェック表で揃っていることを確認してからのご申請をお願いします。

【全補助対象機器等 共通に必要な書類】

① 交付申請書兼請求書(第1号様式) ・別紙の記入例を参考に、ご記入ください。 ・消せるボールペンでの記入はできません。 ・訂正する場合は、修正ペンや二重線・押印を用いることができません。書き直してご提出ください。
② 領収書の写し及び内訳が確認できる書類の写し ・申請者と領収書の宛先が同一であること。 ・内訳が確認できる書類は、領収書の金額と一致している見積書や請求書の写しなどをご提出ください。 また、値引きがある場合は対象経費から差し引いていただく必要があります。 ・任意の様式をホームページで公開していますので、必要に応じてご利用ください。
⑤ 補助対象機器等の形状、規格、型式及び品番等が分かるカタログ等の該当ページの写し ・断熱窓申請の場合は、熱貫流率(2.3W/㎡・K以下であること)が記載された書類の写しが必要です。 (国の補助金申請に使用した性能証明書やカタログの熱貫流率が記載されたページなど)
④ 本人確認書類の写し ・申請者の氏名および現住所を確認できる有効期限内のもの。 (具体的な書類の例は、「よくある質問」に掲載しています)
⑤ 住宅の所有権が確認できる書類の写し(①～③のいずれか1点) ・住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書を添付してください。 (1)登記事項証明書(建物)・・・法務局(多摩法務局証明サービスセンター等)で取得可能(有料) (2)令和7年度 家屋評価証明書・・・市役所課税課で取得可能(有料) (3)令和7年度 固定資産課税資産明細書・・・市から所有者へ郵送されるもの、再発行の手続きは課税課へ ※(1)(2)は当該年度に発行されたもの ※当該住宅に共有者がいる場合は、(1)もしくは(2)を提出のこと。 ※令和7年1月1日時点で当該建物を所有していなかった場合は(1)を提出のこと。 ※登記情報提供サービスの写しは不可。
⑥ 補助対象機器等の設置日が確認できる書類の写し ・保証書、施工完了書、引き渡し証明書の写しなど。 設置日から6か月以内に申請していただいたものが補助対象となりますので、ご注意ください。 ・太陽光発電システム申請の場合は系統連系開始日が分かる書類の写しでも可。 ・太陽光発電システムと同時申請の場合、蓄電システムの設置日は太陽光発電システムの系統連系開始日とすることができます。
⑦ 補助対象機器等の設置後の状態を示す写真
⑧ アンケート ・電子で回答いただいている場合は紙での提出不要です。
⑨ 該当者のみ必要 市内事業者利用の場合は、利用したことを確認できる書類 ・領収書や見積書など、その他提出書類の中に多摩市内の事業者の住所が記載されている場合は不要。 ・下請けで市内事業者が施工した等、書類上に多摩市内の住所の記載がない場合は任意様式等を提出のこと。
⑩ 該当者のみ必要 二世帯、多世帯住宅でそれぞれの世帯が申請する場合は、世帯ごとに 独立した生活を営んでいることが確認できる書類 ・二世帯住宅で、一世帯のみ申請をする場合は不要です。 ・くわしくは環境政策課まで事前にご相談ください。
⑪ 該当者のみ必要 その他市長が必要と認める書類 ・その他、審査に必要な書類を求めることがあります。その場合は個別にご相談させていただきます。

【住宅用太陽光発電システムに必要な書類】

⑫ 出力対比表 ・太陽電池モジュール(パネル)の型式、公称最大出力を確認します。
⑬ 太陽光発電システムで発電した電気が当該システムを設置した住宅で使用している事実を確認できる書類書類(下記、(1)～(4)のうちいずれか1点) ※太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後のものをご提出ください。 (1)接続契約のご案内 (2)東京電力パワーグリッド購入実績お知らせサービスの「発電者情報」(契約者、契約住所等)が記載されているページの写し (3)需給契約が上記でない場合は、「発電者情報」が分かる書類の写し (4)購入電力量のお知らせなど
⑭ パネルの枚数と配置が確認できる設置図 ・出力対比表のパネルの枚数と合致するか確認します。
⑮ 令和6年度設置で設置日が申請日において6か月が過ぎてしまっている方のみ必要 系統連系日が分かる書類の写し (1) 東京電力パワーグリッド購入実績お知らせサービスの「発電者情報(契約者、契約住所)」及び購入開始年月日が分かるページの写し (2) 「接続契約のご案内」及び「系統連系完了のお知らせ」(電子メール)の写し (3) 電気工事店が申請に使用する受給契約申込受付サービスの工程照会で申請者名・発電場所住所・系統連系開始日の記載があるページの写し(系統連系開始希望日や予定年月日の記載のみは不可)

【蓄電システムに必要な書類】

⑯ 蓄電システム設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、使用していることがわかる書類の写し ・直近月の電力会社による電力買取明細など。 ・太陽光発電システムと同時申請の場合は不要です。
⑰ 設置場所が確認できる平面図 ・家のどこに蓄電池を設置しているか確認します。 ・平面図がない場合はフリーハンド(手書き)可。

【断熱窓に必要な書類】

⑱ 設置前の状態を示す写真 ・物やカーテンで隠れないよう窓全体を撮影してください。 ・設置前、後で出来る限り同じ角度から撮影してください。
⑲ 窓の位置、数量及び開口面積(縦×横の長さ)を確認できる設置図(間取り図) ・申請する窓が複数ある場合は、通し番号を振る等、領収書や内訳書とカタログ、⑦⑰の写真がそれぞれ合致するように記載をしてください。
⑳ 該当者のみ必要 設置工事について管理組合の承認が必要な場合は、当該承認を得ていることが確認できる書類の写し

【8 市内事業者利用について】

対象機器等の購入、設置いずれかについて市内事業者を利用した場合、補助金額・補助上限金額が増額されます。
市域経済活性化のために、積極的なご利用をお願いします。

機器等名	補助率	市内事業者利用 補助上限額	市外事業者利用 補助上限額
太陽光発電システム (新築住宅)	—	新築住宅:1.5 万円/KW 上限 5KW(7.5 万円)	新築住宅:1万円/KW 上限 5KW(5万円)
太陽光発電システム (既存住宅)	—	既存住宅:3万円/kW 上限5kW(15万円)	既存住宅:2万円/kW 上限5kW(10万円)
蓄電システム	1/4	6万円	4万円
断熱窓	1/4	6万円	4万円

①下記のリストに掲載の事業者を利用した場合、追加で提出する資料はありません。

太陽光発電システム、蓄電システム、断熱窓の各工事に対応しています

多摩市住宅建設組合

会社名	担当者	住所	電話番号	FAX番号
今治建設(株)	篠塚 公之	多摩市関戸1-5-21	042-373-7471	042-371-8794
大久保工務店	高橋 智紀	多摩市和田1911	042-371-1563	042-371-0285
(株)小暮工務店	小暮 知則	多摩市一ノ宮1-32-7	042-375-6230	042-371-1536
(株)斉藤工務店	斉藤 幸治	多摩市東寺方1-20-1	042-401-9318	042-374-0422
(有)櫻間工務店	櫻間 貴	多摩市馬引沢1-14-19	042-374-0701	042-373-1487
(株)嶋田建設	嶋田 洋平	多摩市聖ヶ丘3-39-4	042-375-7502	042-375-7504
宿村工務店	宿村 忠夫	多摩市落川1155	042-374-0517	042-372-7755
創栄建設(株)	長谷川 聡	多摩市諏訪3-7-23	042-375-8389	042-375-8398
(有)巧ホーム	金澤 亨	多摩市馬引沢1-13-7	042-337-5501	042-337-5503
(有)多摩住宅	三浦 圭二	多摩市諏訪1-18-25	042-374-0706	042-374-0708
(有)萩生田工務店	萩生田 克正	多摩市連光寺2-73-2	042-374-0134	042-376-6770
(有)本間建築	本間 健児	多摩市和田16-1	042-373-9392	042-375-3768

東京土建一般労働組合多摩・稲城支部

担当者	住所	電話番号	FAX番号
佐々木 陽介	多摩市諏訪1-7-26	042-373-3888	042-337-0676

②上記事業者以外で、購入・設置等で市内事業者を利用した場合

- ◆領収書等に多摩市内の業者の住所の記載がある…追加で提出する資料はありません
- ◆領収書等に多摩市内の業者の住所の記載がない…販売・施工を行った証明書の提出が必要です
→実際に作業した事業者証明書を作成してもらう必要があります。
→証明書の提出がされない場合は、市内事業者利用が認められません。

③市外事業者を利用した場合、追加で提出する資料はありません

市で任意の様式を用意しています。
ホームページからダウンロード、もしくは
環境政策課までお問い合わせください。

【9 よくある質問】

補助金制度全般に係ること		
No,	質問	回答
1	太陽光発電システムを設置して6か月経ってしまっている場合は申請できますか。	原則できません。ただし、令和6年度に太陽光発電システムを設置した場合に限り、系統連系日を設置日とみなすことができます。系統連系を完了したことが分かる書類を添付してください。
1	郵送で提出したが、届いているか不安です。届いているか問合せできますか。	お電話で問合せいただいた場合、本人確認が出来ないため、届いているか否かお答えすることが出来ません。郵送の場合は、到着まで追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)をおすすめします。
2	中古品を譲ってもらい自宅に設置しました。補助対象になりますか？	なりません。 新たに購入した未使用の機器等に対して補助をおこないます。
3	国や都の補助金も申請していますが、市の補助金も申請できますか？	できます。 その際に、補助対象経費から国や都から受け取った、もしくは受け取る予定の金額を差し引いて申請書に記入していただく必要があります。
4	複数の補助対象機器等を設置したのですが、全ての機器等について補助を受けられますか？	複数の機器等を組み合わせての申請はできません。 ただし、太陽光発電システムと蓄電システムの同時申請は可能です。
5	集合住宅の大規模改修で断熱窓になりました。申請できますか？	大規模改修については補助対象外となっています。 個人で契約、支払いをした工事が補助対象となります。
6	太陽光発電システムのリースをしています。申請できますか？	できません。 新品未使用品の購入、設置が補助対象となります。
7	申請時点で全ての書類を揃えることができません。どうしたらいいでしょうか。	必要書類が全て揃っていないければ受付いたしかねます。 <u>全ての書類を揃えて、設置から6ヵ月以内に申請してください。</u>
8	申請者の要件に「税の滞納をしていないこと」とありますが、非課税の場合は申請できませんか？	申請できます。 ただし、令和6年度以前の滞納があった場合、補助金の交付をすることができません。
9	令和7年4月以前に建築をし、4月以降に引き渡しになりました。この場合の太陽光発電の基準は新築住宅と既存住宅どちらに該当しますか？	・新築住宅か既存住宅かは確認済証の日付をもとに判断します。4月1日以降に引き渡しされたご自宅に関しては確認済証の写しをご提出お願いします。なお、4月以前に引き渡しの場合は、登記事項証明書をご提出いただければ確認済証の写しはご提出不要です。
補助金申請書類に係ること		
No,	質問	回答
1	内訳がわかる書類とはなんですか？	補助対象経費の確認のために、工事や機器代一式というような記載のものではなく、明細がわかる内訳書を出していただく必要があります。 請求書や見積書の合計金額が領収書の金額と一致している場合、内訳書として提出いただけます。 また、任意の様式を市で用意していますので、ご利用ください。
2	住宅リフォームと補助対象機器等の設置をあわせて行ったため、領収書の金額は	申請には補助対象経費がわかる書類が必要となりますので、設置事業者等に内訳書(補助対象機器等の設置

	リフォーム全体額となっており、補助対象機器等の設置にかかる費用が記載されていませんが申請できますか？	に係る費用とそれ以外の金額がわかるもの)を作成してもらうようにしてください。 なお、領収書に記載されている金額と内訳書の合計金額の整合性が取れていない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。 ※内訳書の作成については、ホームページに掲載している内訳書記載例をご覧ください。
3	設置日が確認できる書類とはなんですか？	保証書の写しのほか、工事完了引渡証明書等(工事施工者の印があるもの)などで設置日の確認をします。 太陽光発電システムの場合は系統連系完了年月日を設置日として申請することもできます。
4	本人確認書類の写しとはどんなものがありますか？	下記のとおり、書類によって1点もしくは2点で確認いたします。 【1点書類】 下記該当のもの1点で本人確認書類として利用できるもの ・マイナンバーカード(個人番号カード)…個人番号(裏面)は不要です ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(写真入り) ・運転経歴証明書…平成24年4月1日以降の発行のものに限る ・パスポート(旅券)…所持人記入欄のあるものに限る。郵送の場合は顔写真が入っているページと所持人記入欄のページのコピーを送付ください。 ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など 【2点書類】 下記該当のもの2点を合わせることで本人確認書類として利用できるもの ・住民基本台帳カード(写真なし) ・健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・納税通知書 ・市・都民税 決定通知書 ・源泉徴収票 ・公的年金証書 など
5	断熱窓の申請・写真について	次ページを参照ください

＜断熱窓をご申請する方は必ずご確認ください＞

断熱窓の補助金交付申請に関するよくある質問

Q1 新築住宅や増築の窓は対象になりますか？

対象になりません。**既存住宅の断熱改修が対象**です。リフォーム等で窓の位置が変更になる場合については、別途ご相談ください。

Q2 集合住宅に住んでいますが、申請できますか？

対象要件を満たしていれば申請できます。

※窓ガラスや外窓等の交換は、区分所有法で共用部分と見なされている箇所の改修に当たりますので、管理規約等で個人による改修が認められていることを確認してください(設置工事について管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を得ていることが確認できる書類の提出が必要です)。

なお、内窓の取付けは専用部分の改修にあたります。

※**管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は補助の対象とはなりません。**

Q3 複数の部屋を断熱改修したのですが、補助の対象になりますか？

2部屋以上を断熱改修工事した場合も補助対象になります。ただし、ルーバー窓や網戸を同時に設置した場合は、その設置費用は補助対象経費から差し引く必要があります。補助対象経費、対象外経費については下表をご確認ください。

	項目
補助対象経費	材料費、取付費、養生費、撤去費、清掃費、搬入費等
補助対象外経費	網戸、雨戸等の窓付属部材、諸経費、設計費、交通費、振込手数料等、断熱窓改修に直接関係しない工事に係る経費

Q4 1居室内の全ての窓を改修しなければなりませんか？

1居室全ての窓の改修が要件となります。

ただし、下記については断熱改修の対象から除外できます。

①窓と一体となった換気小窓(窓を閉めた状態で換気を行うことができる、窓に組み込まれた小窓であり、ガラスの面積が0.2㎡未満のもの)。

②天窗、ルーバー窓、間仕切壁の窓、および断熱化済みの窓で熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のもの(これらの窓についてはあわせて断熱改修した場合も補助対象とはなりません)。

※対象となる1居室に0.2㎡未満の窓がある場合、断熱改修しない場合であっても、設置図においてサイズ(縦、横の長さ)を記載してください。また、断熱改修済みの窓がある場合、設置図に記載してください。

Q5 居室とはどのような場所をいいますか？

建築基準法第2条4号に規定されている「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」のことです。

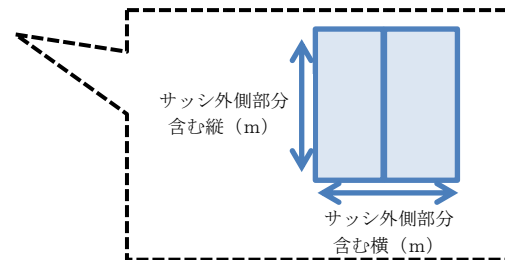
具体的には、キッチン、リビング、ダイニング、台所、書斎又は寝室等を指します。

※**玄関、トイレ、浴室、洗面所、階段、廊下、納戸等は対象となりません。**

※本補助金では、1居室全ての窓を改修していただくことが要件となります。間仕切り壁・仕切り戸等のない一体化した1つの空間の範囲にある、面積0.2㎡以上の窓は全て断熱改修してください。

Q6 面積0.2㎡未満かどうか、どのように測ればよいですか？

サッシ外側の縦(m)×サッシ外側の横(m)=面積(㎡)を計算していただき、0.2㎡未満かどうかご確認ください。



Q7 熱貫流率はどうやって調べることができますか？

カタログ、仕様書、パンフレット等で確認してください。不明な場合は、メーカーにお問い合わせいただき、資料を入手してください。申請の際には、**熱貫流率がわかるパンフレット等の提出**をお願いいたします。

Q8 書類の提出について、注意事項はありますか？

設置した窓の位置や枚数等を確認しますので、施工する窓に通し番号を振る等、領収書及びその内訳書とパンフレット・写真・設置図の窓がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。

Q9 提出の写真について、注意事項はありますか？

以下の点にご留意ください。また、下記の「提出写真の良い例・悪い例」もご確認ください。

- ・必ず設置前と設置後の写真を撮影してください。設置前の写真が用意できない場合は申請を受け付けられませんのでご注意ください。
- ・設置したすべての窓を1か所ごとに撮影してください。
- ・設置前と設置後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置した窓全体を撮影してください(窓や窓枠が切れている写真は不可です)。
- ・カーテン、障子、雨戸等は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等)は除いてから撮影してください。

◎提出写真の良い例・悪い例◎

1, 良い例



設置した窓（サッシ、ガラス）全体が写っており、窓の状態が明瞭に確認できる

カーテン、障子、雨戸等は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除

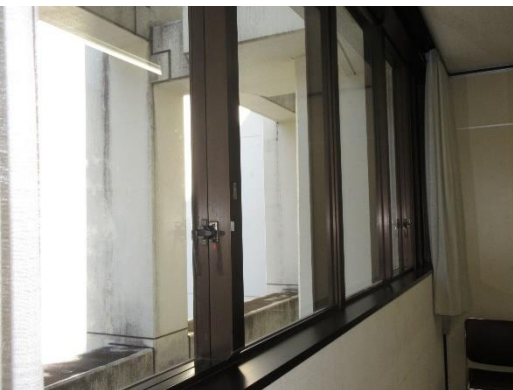
設置前と設置後の写真が比較できるように、周囲の様子も写るようにして、同じ方向・角度から撮影してある

2, 悪い例



←窓枠や窓の形状等が確認できない
カーテン、レースカーテン、障子、ブラインド等が閉まっている、半開きになっているものは不可です。

窓の一部しか写っていない→
窓やサッシが見切れている、カーテン等で隠れている部分があるものは不可です。窓枠を含めた全体を撮ってください。



←複数の窓を遠くからまとめて撮っている
詳細が不明なので、窓ごとにはっきりわかるように撮ってください。

窓の前に障害物が写っている→
ドア、棚、観葉植物等が写らないように障害物はどかし、窓全体が写るようにしてください。



←細部が不鮮明
逆光や暗くて不鮮明なもの（サッシが交換されたかどうか、二重窓になったのかなど、施工の有無が確認できない）は撮り直してください。

写真を加工している→

通常モード以外の特殊な設定で撮影しているもの、撮った写真に加工を施しているもの（色の変更等）は不可です。

